

第4回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 令和5年10月25日(水) 午前9時00分
- 2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 業務報告について
 - 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第7 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
 - 日程第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第10 報告第3号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 農業委員
 - 2番委員 吉清水 秀明
 - 3番委員 主濱 学
 - 4番委員 佐藤 恵一郎
 - 5番委員 熊谷 喜彦
 - 6番委員 高橋 敏彦
 - 7番委員 勝田 徹
 - 8番委員 太田 豊
 - 9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

 - 南部地区担当 工藤 誠
 - 中部地区担当 藤村 与志夫 以上2名
- 5 欠席委員 農業委員
 - 1番委員 新田 義修 以上1名
- 6 説明のために会議に出席した者
 - 農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子
 - 同 主任主査 細川 直樹

同 主査 高橋 昂希

開会時刻 令和5年10月25日（水） 午前9時00分

佐々木事務局長 只今より第4回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては7番勝田徹委員と8番太田豊委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第4回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年9月26日から令和5年10月25日までの分となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第3回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは議案第1号について補足説明させていただきます。議案書は4ページから10ページまでをご覧ください。

今回の案件のうち整理番号1番及び3番の譲受人は共に新規就農者です。予め提出された新規就農者プロフィール及び営農計画書を現地調査担当の委員が確認し、就農に問題がないと判断されたものとなります。

それでは順番に説明いたします。

整理番号1番の譲受人は室小路地内で作業受託という形で農業に携わっておりました。今回、現地で知り合った譲渡人の農地を買うことで就農するものです。譲受人は周辺住民から非常に精力的かつ真面目に農業に取り組んでいると評価を得ている方で、所有権を得る農地についても適正に使用いただけるものと期待します。作付予定作物は、小豆、大豆、いんげん、サツマイモ等で、所有している機械は草刈機です。今後は管理機等も購入予定となっております。

整理番号2番は長年管理していた農地を買い受ける案件です。

整理番号3番は長年耕作していた親戚の農地を譲り受ける案件です。下限面積が撤廃されたことで申請に至ったものです。作付予定作物は、シーベリー、ハスカップ、露地野菜等です。所有している機械は、草刈機、噴霧機、チェーンソー等です。

以上より議案第1号については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、主濱学農業委員、工藤誠推進委員、藤村与志夫推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を主濱農業委員にお願いいたします。

主濱農業委員

農業委員の主濱です。それでは私の方から議案第1号について、令和5年10月17日に工藤推進委員と藤村推進委員と現地調査を実施して来ましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番及び3番の現地は、農地として利用されていることが確認できました。

整理番号2番の現地は、草が生えておりましたが、いつでも農地に復元することができる状態でありました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

 (質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙
手を求めます。

 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。
 よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしま
した。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対
する意見の決定についてを議題といたします。
 事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対す
る意見の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案
書は12ページから16ページまでをご覧ください。

 整理番号1番は、前回の総会において転用事業計画の変更につい
てご審議をいただいた案件であり、先般、変更の承認を受けたこと
に基づく転用の申し出になります。申請内容及び意見書案についま
しては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は小岩井駅
から概ね500メートル以内の場所に位置することから第2種農地
と判断されると考えられますが、西側及び南側に住宅が隣接する等
周辺は集落を形成していることから、農地転用目的の例外規定にお
ける集落接続に該当するものと見られます。なお、資金計画は金融
機関からの融資及び自己資金によるものであり、金融機関からの融
資事前相談結果通知及び残高証明により事業の確実性について確認
しているところです。

 次に整理番号2番の申請内容及び意見書案につきましたは、議案
書記載のとおりとなっております。申請地は過去に土地改良法によ
る換地処分が行われていることから、農地法の規定によりますと特
定土地改良事業施行区域内の農地であるものとして第1種農地と判
断されると考えられますが、東側及び南側に事業所が隣接する等集
落を形成していることから農地転用目的の例外規定における集落接
続に該当するものと見られます。また、資金計画は全額自己資金に
よるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性につ
いて確認しているところです。

 以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の整理番号1番の現地調査報告につきましては、第3回総会議案第2号にて報告済みですので省略いたします。整理番号2番の現地調査報告を藤村推進委員にお願いいたします。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第2号のうち整理番号2番について、現地調査を実施いたしましたのでご報告申し上げます。

整理番号2番の申請地の位置は、滝沢ふるさと交流館から北へ約650メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は河川を挟み宅地、西側は道路を挟み東北自動車道、南側は水路及び道路を挟み宅地、北側は水路を挟み農地になっておりました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は18ページから16ページまでをご覧ください。

案件は所有権移転が3件です。

整理番号1番及び2番は同一の譲受人です。共に直接交渉して成立に至った案件です。

整理番号3番は認定農業者への所有権移転案件です。買受者は農地所有適格法人の要件を満たす法人であり、買い受ける農地の近辺で緬羊業をしております。今回は農地に付帯している原野も併せて買い受けるものです。

以上、議案第3号については、いずれも経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を工藤推進委員にお願いいたします。

工藤推進委員 推進委員の工藤でございます。それでは私の方から議案第3号についてご報告申し上げます。

議案第3号の農地につきましては、いずれも全て農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は24ページ及び25ページをご覧ください。

整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなつてから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いいたします。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施いたしましたのでご報告申し上げます。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢ふるさと交流館から北へ約1.1キロメートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は水路及び道路を挟み農地、西側は宅地、南側は雑種地、北側は農地になっており、現地は大半に碎石が敷かれ、長年に渡り資材置場や駐車場等として利用されていた様子が確認できました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、日程第9、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第10、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書26ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第4回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和5年10月25日(水) 午前9時30分

議 長 _____

会議録署名人 7 番委員 _____

会議録署名人 8 番委員 _____

これは原本である。

令和5年10月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一